

# 第59回 全国労働衛生週間

10月1日～7日(準備期間 9月1日～30日)

平成20年(2008年)スローガン

## あなたが主役 明るい職場と健康づくり

### 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第59回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,684人であり、長期的には減少しているが、腰痛については近年増加傾向にある。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成19年は49.9%に上っている。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

このような状況の下、平成20年度から第11次の労働災害防止計画がスタートしたところであり、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が積極的に取り組むこととしている。

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保、増進が図られるためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の産業保健スタッフが中核となって、衛生委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要である。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要である。

このような観点から、本年度は、「あなたが主役 明るい職場と健康づくり」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。



主唱 厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp>) 中央労働災害防止協会(<http://www.jisha.or.jp>)

協賛 建設業/陸上貨物運送事業/港湾貨物運送事業  
/林業・木材製造業/鉱業/各労働災害防止協会

**JISHA**  
中災防

## 事業場の実施事項(抜粋)

### 本週間に実施する事項

下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。

- ア 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の促進
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- キ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ク 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 電離放射線障害防止対策の徹底
- シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
- タ 石綿障害予防対策の徹底
- チ 心とからだの健康づくり(THP)の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 職場における新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制の構築
- ナ 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項に基づく適切な対応の推進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ その他

## 長時間労働者に対する医師による面接指導制度

過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間の削減とともに、長時間労働を行った労働者に対しては、医師による面接指導を受けさせましょう。

詳細は、下記のページをご覧ください。

- ① 過重労働に対して講ずべき措置についてはこちら  
→<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>
- ② 労働者の疲労蓄積度チェックリストはこちら  
→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>

## MSDSを活用して労働災害の防止を

危険・有害な化学物質を譲渡・提供する場合には、その旨を表示すること及び文書交付が必要となります。

事業者は、化学物質取扱い時の事故防止のため、取り扱う化学物質の危険有害性、適切な管理、取扱方法等が記載されたMSDSを活用して、自主的な化学物質管理を推進しましょう。



譲渡・提供者

事業者

## 労働衛生の現状

図1 業務上疾病者数 / 定期健診有所見率

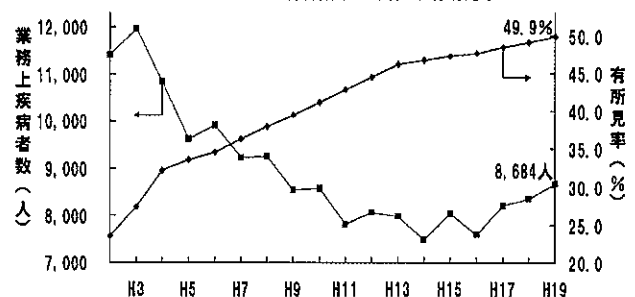
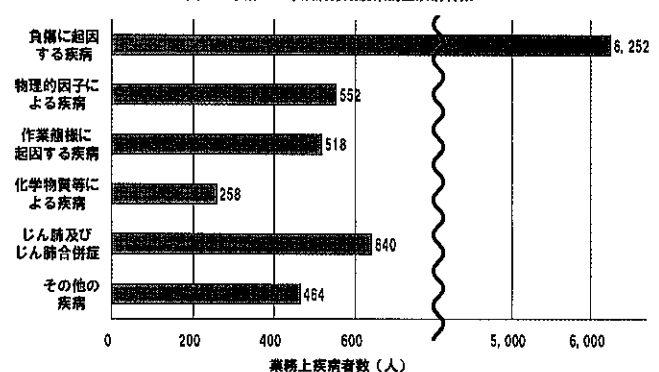


図2 平成19年疾病分類別業務上疾病者数



厚生労働省「業務上疾病調べ」定期健康診断調べより